第68号
横浜市報調達公告版

横浜市中区港町１丁目１番地
発 行 所
横　浜　市　役　所

【調達公告】
△　特定調達契約の落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
△　総合評価一般競争入札（工事）の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

調　達　公　告

特定調達契約の落札者等の決定
特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

平成30年7月3日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	白灯油　約450,000リットルの購入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年6月19日	神奈川県石油業協同組合中区万代町３丁目５番地３	42,282,000	一般競争入札	平成30年5月8日	－	財政局長
2	白灯油　約134,000リットルの購入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年6月19日	神奈川県石油業協同組合中区万代町３丁目５番地３	13,024,800	一般競争入札	平成30年5月8日	－	財政局長
3	特Ａ重油約　96,000リットルほかの購入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年6月19日	神奈川県石油業協同組合中区万代町３丁目５番地３	12,172,608	一般競争入札	平成30年5月8日	－	財政局長
4	白灯油　約104,000リットルの購入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年6月19日	神奈川県石油業協同組合中区万代町３丁目５番地３	9,884,160	一般競争入札	平成30年5月8日	－	財政局長
5	大気汚染物質分析装置一式の借入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年5月29日	日立キャピタル株式会社神奈川法人支店西区高島一丁目１番２号	4,924,152	一般競争入札	平成30年4月10日	－	財政局長
6	横浜港港湾情報システム機器　一式の借入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年5月29日	ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社　神奈川支店西区みなとみらい二丁目３番５号	4,554,792	一般競争入札	平成30年4月10日	－	財政局長
7	清掃船（20ｔ未満）１隻の借入	財政局契約部契約第二課中区港町１丁目１番地	平成30年6月12日	浜銀ファイナンス株式会社西区みなとみらい三丁目１番１号	2,056,860	一般競争入札	平成30年4月24日	－	財政局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担任する副市長を表す。

総合評価一般競争入札（工事）の施行

次のとおり、「横浜市立市民病院再整備管理棟工事（建築工事）」について総合評価一般競争入札を行う。

平成30年７月３日

横浜市病院事業管理者

１　競争入札に付する事項

(1) 工事名

横浜市立市民病院再整備管理棟工事（建築工事）

(2) 工事場所

西区宮ケ谷25番地６

(3) 工事概要

ア　構造及び規模

鉄骨造

地上４階建（昇降機の製作・設置を含む）

イ　建築面積：2,936.36平方メートル

ウ　延床面積：10,810.83平方メートル

(4) 工種

建築

(5) 完成期限

平成32年１月31日

(6) 予定価格

開札後に公表

(7) 調査基準価格

開札後に公表

(8) 本件工事は総合評価落札方式（簡易型）対象工事である。

２　入札参加資格

入札参加者は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、次に掲げる資格条件を全て満たした特定建設共同企業体でなければならない。

(1) 特定建設共同企業体の資格条件

ア　各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「○○建設共同企業体」とする。）。

イ　構成員数は、２者又は３者とする。

ウ　各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件工事に係る入札において、同時に２以上の特定建設共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

エ　組合の組合員は、当該組合が構成員となっている特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。

オ　構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の10分の３以上（構成員が３者の場合にあっては、10分の２以上）であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

ア　横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年３月病院経営局規程第32号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ　入札書類提出の日において、平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）の「建築【建築工事】」「格付等級【建築：Ａ】」「所在地区分：市内」に登録を認められている者であること。

ウ　平成30年７月３日から落札候補（予定）者通知書送付日までのいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ　特定建設共同企業体の代表構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たし

ている者であること。

(ｱ) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ）第３条に定める建築工事業に係る特定建設業許可（以下「建築工事業に係る特定建設業の許可」という。）を有していること。

(ｲ) 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できること。

オ　特定建設共同企業体の第２位構成員及び第３位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ｱ) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ｲ) 監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。ただし国家資格を有する主任技術者でも可とする。

カ　エ(ｲ)、及びオ(ｲ)に掲げる者は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が３か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。

(3) その他、詳細については横浜市医療局病院経営本部契約規程、横浜市医療局病院経営本部工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市医療局病院経営本部請負工事等総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）及び横浜市医療局病院経営本部工事請負等競争入札参加要領（以下「入札参加要領」という。）等に定めるところによる。

３　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

ただし、共同企業体協定書兼委任状については、入札書提出時に横浜市医療局病院経営本部病院経営課へ提出すること。なお、共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページを参照すること。

(2) 入札参加者は、総合評価一般競争入札に係る技術資料を提出しなければならない。技術資料の作成及び提出のために必要な事項並びに技術資料の評価方法及び落札者決定基準の詳細については、総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に定める。

なお、提出後の技術資料の修正及び追加等は、提出期間内であっても認めない。

ア　提出書類及び提出方法

実施要領書による。

イ　提出部課

〒231-0015　中区尾上町１丁目８番地
横浜市医療局病院経営本部病院経営課（関内新井ビルディング４階）
電話　045(671)4824

ウ　提出期間

平成30年７月26日午前９時から７月30日午後５時まで

エ　契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0015　中区尾上町１丁目８番地
横浜市医療局病院経営本部病院経営課（関内新井ビルディング４階）
電話　045(671)4824

(3) 入札に必要な書類を示す場所

本件工事に係る実施要領書等は、(2) イに掲げる部課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

(4) 設計図書及び参考資料の入手方法

設計図書及び参考資料については電子図渡しを行う。

設計図書及び参考資料の入手を希望する者は、７月３日午前９時から７月30日午前９時までに次の部課（契約担当課）へ電子メールで社名、事業者コード、返信用電子メールアドレスを記載し申し込むこと。

横浜市医療局病院経営本部病院経営課
メールアドレス　by-keiei@city.yokohama.jp

契約担当課において、有資格者名簿登載済又は登載手続き中であることを確認のうえ、ダウンロードサイトのURL、パスワード等を返信する。契約担当課からの連絡は７月３日から７月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに限る。

設計図書のダウンロードは８月21日正午まで可能。

(5) 設計図書に対する質問

ア　設計図書に対する質問がある場合は、電子メールで７月11日午後５時までに、次の部課に質問書を提出すること。

横浜市医療局病院経営本部市民病院新病院整備課

メールアドレス　by-sh-seibi@city.yokohama.jp

イ　アの質問に対する回答は、７月20日から横浜市医療局病院経営本部ホームページに掲載する。

(6) ２に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。この場合、資格確認申請書類は別に指定した日時までに提出すること。

４　入札方法等

(1) 入札期間及び開札予定日時

ア　入札期間

平成30年７月26日から平成30年７月30日まで

イ　開札予定日

平成30年８月21日午前10時15分

(2) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア　持参による入札書の提出

(ｱ) 所定の入札書と(3) に定める工事費内訳書を封筒に入れて、(1) アに定める期間（ただし、休日等を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに、横浜市医療局病院経営本部病院経営課まで提出すること。

なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(ｲ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

イ　郵送による入札書の提出

(ｱ) 所定の入札書と(3) に定める工事費内訳書を封筒に入れて、(1) アに定める期間内（ただし、最終日の午後５時必着とする。）に書留郵便で郵送すること。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

(ｲ) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(3) 入札にあたっては、書面にした工事費内訳書を入札書提出の際に添付すること。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

なお、工事費内訳書とは、本市が定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。）に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。

(4) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(5) 入札の回数は１回とする。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再度入札の回数は１回とします。

５　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第24条の規定に該当する入札

(2) ２に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 技術資料の提出をしない者が行った入札、又は実施要領書の定めに従わない技術資料を提出した者が行った入札

(4) 実施要領書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

(6) ４(2) ア(ｱ)及び４(2) イ(ｱ)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は４(3) の定めに従わない工事費内訳書の提出をした者が行った入札

(7) 持参により入札書を提出する場合に、４(2) アに定める方法によらない入札
(8) 郵送により入札書を提出する場合に、４(2) イに定める方法によらない入札
(9) ４の各号に定めるもののほか、実施要領書に定める方法によらない入札
(10) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
(11) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該特定建設共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札
(12) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の特定建設共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの特定建設共同企業体が行った入札
(13) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札
(14) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札

6　技術資料の審査及び技術評価点の算出
技術資料の審査及び技術評価点の算出については、実施要領書に基づき行う。

7　落札予定者の決定、入札参加資格の確認及び落札者の決定
(1) 開札後、調査基準価格及び予定価格を開札済通知により、入札参加者に通知する。
(2) ６により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札価格を基に、実施要領書に定める方法により、評価値を算出する。
(3) 次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、(2) により算出した評価値が最も高い者を落札予定者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
ウ　評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の108分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
(4) 落札予定者の入札価格が調査基準価格未満であり、横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）第４条第１項に定める基準（以下「失格基準」という。）に該当する場合には、その者を落札者としない。この場合、(3) の要件を全て満たす者のうち、次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。
(5) 失格基準に該当した者を除き、評価値の同じ落札予定者が２者以上あるときは、当該落札予定者にくじを引かせて落札予定者１者を決めるものとする。この場合、当該落札予定者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。
(6) 横浜市医療局病院経営本部工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱第３条第１項及び第２項に規定する積算疑義申立て期間終了後、落札予定者、落札予定者の入札価格及び(2)により算出した落札予定者の評価値を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
(7) 落札決定を保留した後、落札予定者が入札参加資格を満たすものであるかを確認する。
(8) (7) の入札参加資格の確認の結果により、落札予定者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア　当該落札予定者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
イ　当該落札予定者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とし、(7) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
(9) (7) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札予定者は、提出書類等を、別に指定した日時までに横浜市医療局病院経営本部病院経営課へ提出し、また確認のための指示に従わなければならない。指定した期限までに書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札予定者は入札参加資格を満たす者でないとし、(8) イの手続により落札者を決定する。
(10) (8) イの手続により、落札予定者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札予定者に通知する。
(11) 落札予定者の入札価格が調査基準価格未満であり、失格基準に該当しない場合は、(7) の入札参加資格の確認とあわせて総合評価実施要綱第13条第１項に定めるとおり、低入札要綱に定める調査を

行う。

(12) (11) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

(13) (11) の調査にあたっては、当該落札予定者は、低入札要綱に定める書類を各３部、別に指定した日時までに横浜市医療局病院経営本部病院経営課へ提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記の期限までに書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(12) に該当するものとし、当該落札予定者を落札者としないものとする。

(14) 落札予定者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札要綱第４条の２第１号に定める技術者を、(9) により提出された入札参加資格確認資料に記載した技術者とは別に、施工現場に専任で１名以上配置しなければならない（特定建設共同企業体の場合、代表者となる構成員から１名以上配置すること。）。この場合、当該技術者について、配置技術者（変更）届出書（第６号様式）及び必要書類を別に指定した日時までに横浜市医療局病院経営本部病院経営課へ提出すること。

(15) 落札者の決定にあたっては、総合評価実施要綱第13条で定める手続に基づき、落札予定者を落札者として決定する。

(16) (13) に定める書類は、４(3) に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した書類の提出がない場合には、(12) に該当するものとし、当該落札予定者を落札者としないものとする。

(17) 落札者の決定にあたって、総合評価実施要綱第５条第３項で定める学識経験者の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、落札予定者を落札者として決定する。

(18) 落札候補（予定）者通知書の送付後、落札決定するまでの間に、当該落札予定者が指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、開札日以降の軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

８　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要求する。

(3) 契約保証金の取扱いについては、入札参加要領第27条から第29条までの規定による。

９　契約金の支払方法

(1) 前払金

本件工事の請負契約締結時に別途定める、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10 分の４以内の額を支払う。

(2) 中間前払金

横浜市医療局病院経営本部公共工事の前払金に関する規程（以下、「公共工事の前払金に関する規程」という。）第２条第３項に規定する認定を受けた場合は、(1) の前払金に追加して、本件工事の請負契約締結時に別途定める契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10 分の２以内の額を支払う。

(3) 契約金の部分払いの回数は、２回以内とする。

10　調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

(1) ８(3) の規定にかかわらず、入札参加要領第27条第１項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

(2) ９(1) の規定にかかわらず、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の２以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。なお、公共工事の前払金に関する規程第２条第２項に規定する前払金(中間前払金)は支払わない。

(3) 契約金額にかかわらず、横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱第８条第２項各号に定める工種を主たる工種とする工事については、中間技術検査を行うものとする。

(4) 工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

11　その他

(1) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当する。

(2) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
(4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。また、工場製作を含む工事については、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間とで技術者を変更することができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能な場合は、同一人が各製作を一括して管理することができる。
(5) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
(6) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、電話等により連絡するものとし、必要に応じて横浜市医療局病院経営本部ホームページ「入札・契約情報」において公表することとする。
(7) 入札に参加した者は、入札締切後、正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。
(8) 落札候補（予定）者通知書の送付後、次のいずれかに該当するときは、指名停止等措置要綱第２条第１項の規定により、指名停止を行う。
ア　落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合
ただし、落札候補者等となった入札（政府調達協定の対象となるものを除く。）の開札日から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補（予定）者通知日の翌々開庁日午後５時までに、落札者となることを辞退した場合は、指名停止に該当しない（一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出している場合を除く。）。この場合、辞退は、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も遅いものから順に行わなければならない。
イ　落札予定者となった者が、７(9) に定める書類の提出をしない場合
ウ　調査基準価格未満の金額で入札を行って落札予定者となった者が、低入札要綱第３条第３項及び第４条第１項第１号に該当した場合（ただし、資料に不備等があることのみにより同号に該当した場合を除く。）
(9) ７(7) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市医療局病院経営本部工事請負に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）第25条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
(10) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、予定されている現場代理人が、工事請負契約約款第11条第２項に定める常駐義務を満たさないおそれがある場合は、入札取扱要綱第25条第１項第８号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
(11) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、平成29・30年度の横浜市入札参加資格審査結果（変更届を提出した場合は、審査が完了し、資格審査申請システムに登録されているもの。）における当該工事と同工種の最高請負実績額が、次のア及びイに定める金額のいずれにおいても当該工事の工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）に満たない者（共同企業体の場合は、ア及びイのいずれか大きい額を構成員ごとに算定し、各構成員の当該算定した額を合計した金額が当該工事の工事費に満たない者。）は、入札取扱要綱第25条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。なお、同号において変更届の提出期限の定めがあるので併せて留意すること。
ア　元請の場合、最高請負実績額を10分の６で除して得た額
イ　下請の場合、最高請負実績額を10分の８で除して得た額
(12) (9)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、指名停止を受けている者（ただし、開札日以降の軽微な事由による指名停止を除く。）は、入札取扱要綱第25条第１項第１号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
(13) 適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、当該工事と同一管内かつ同

種の工事（以下「同種の管内一円工事」という。）を契約している者（落札決定通知書の送付を受けているときを含む。）は、入札取扱要綱第25条第１項第12号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。同種の管内一円工事とは、同一工事件名のものをいう。なお、（その○）などの通し番号、＜雪害対策を含む＞、及び組織改編による（仮称）を含む件名についても同種の管内一円工事とみなす。また、横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱規程第３条第１号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

(14) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録（以下「特定ＪＶ登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市医療局病院経営本部病院経営課あての書留郵便により郵送し、又は横浜市医療局病院経営本部病院経営課まで持参しなければならない。

なお、特定ＪＶ登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページを参照すること。